

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	女性向けコワーキングスペース運営業務
発 注 課	市民文化局市民生活部男女共同参画室男女共同参画課
選 定 事 業 者	(公財) さっぽろ青少年女性活動協会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>当該業者は平成26年度より経済産業省が所管する創業支援事業者補助金を受け、指定管理者として管理している札幌市男女共同参画センター内において、当該事業と同様の事業を実施してきている。加えて、当該業者は「創業支援講座」や「起業セミナー」等を数多く実施するなど、女性のための就労・起業支援のノウハウがあり、確実な履行が見込まれる。</p> <p>また、当該事業は女性の起業等のさらなる支援を目的としてAP2015の対象事業となっているが、AP2015では男女共同参画センターでの実施が定められており、事業の実施にあたり同センターとの連携が不可欠である。</p> <p>以上から、当該業務を委託できるのは、同センターの指定管理者であり、かつ同業務に係る実績・資質の備わっている当該業者の他にはない。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（随意契約ガイドラインⅡ-2-(2)-ア-(エ)）、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第91条第1項（100万円超のとき））</p>	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	平成30年 3月16日